

太田市工事検査成績評定要領

平成17年3月28日

(目的)

第1条 この要領は、太田市建設工事検査規程(平成17年太田市訓令第17号)第14条の規定による工事成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事及び工事成績表の作成時期)

第2条 評定は、1件の請負金額が200万円超の建設工事を対象とする。

2 工事成績採点表(別表第1)は、工事担当課において工期終了日までに該当事項を記載し、検査担当課長に提出する。

(評定の方針)

第3条 評定は、正確な資料及び事実を基礎として、現場の条件、特殊事情等を勘案し客観的に行わなければならない。

(評定者)

第4条 評定は、次に定める者をもって評定者とする。

工事完成までの過程については、工事担当課の監督員及び総括職員(監理委託の場合は受託者の意見を求めて評定する。)

2 工事が完成した場合は、検査担当課の検査員

3 指定検査員により検査した場合は、指定検査員

(評定の結果の通知)

第5条 市長は、検査担当課長から完成検査の報告があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して、評定の結果を通知しなければならない。

(評定の修正)

第6条 市長は、前項の評定結果を通知した後、評定を修正すべきと認めるときは、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知しなければならない。

(説明請求等)

第7条 第5条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により、市長に対して評定の内容について、説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、書面により回答しなければならない。

(評定の内容)

第8条 評価は、次に掲げる項目について行うものとする。

項目	細別
(1) 施工体制	ア 施工体制一般
	イ 配置技術者
(2) 施工状況	ア 施工管理
	イ 工程管理
	ウ 安全対策
	エ 対外関係
(3) 出来形及び出来ばえ	ア 出来形
	イ 品質
	ウ 出来ばえ
(4) 工事特性	ア 施工条件等への対応
(5) 創意工夫	イ 創意工夫
(6) 社会性等	ウ 地域への貢献等
(7) 法令遵守等	

(評点)

第9条 各審査項目の評点は、別表第1に定めるとおりとする。

(採点)

第10条 評価者は、審査項目の基準ごとに、自らの責任において評価を見出し、工事成績表の該当欄に採点し、それを基に細目別採点表(別表第2)により評価合計を算出する。この場合評価者は、関係職員に協議を求めることができる。

2 採点にあたっては、監督員確認事項(チェックリスト)を考慮するものとする。また、「創意工夫」「社会性等」に関しては、請負業者から実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

(評価)

第11条 工事成績の評価は、前記審査項目により評価されたものの合計をもって別表第3により評価する。

(評価結果の公表等)

第12条 評価結果は、市ホームページにおいて、工事請負業者別に前年度工事成績平均点一覧表により公表するものとする。

2 評価結果は、検査担当課において閲覧することができるものとする。

この場合における閲覧については自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名の記載等は要しないものとする。

- 3 閲覧期間は、完成検査を行った年度及びその翌年度とする。
- 4 公表及び閲覧した内容に関する問い合わせには、応じないものとする。
- 5 評定結果(成績表)の保存期間は、5年とする。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年 3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の太田市工事検査成績評定要領の規定については、この要領の施行の日以後に契約した工事について適用し、施行日前に契約した工事については、なお従前の例による。